

第2章

人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いや暴力を受けることがなく、それぞれの能力を発揮できるまちをめざします。

1 語り合えるまち（ドメスティック・バイオレンスの防止）

身体的、精神的暴力などの被害を受けるドメスティック・バイオレンス[※]を未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じてドメスティック・バイオレンスに対する正しい認識を深めるための広報・啓発に努めるとともに、被害者が相談など適切な対処を早期に行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。

■重点目標■

項目	現状 (H17)	目標指標 (H22)
女性相談の充実	月1回	週1回
女性問題アドバイザー養成講座（※）	—	20人
修了者のアドバイザー登録者数 ※平成17年度現在、養成講座未実施		

■市民の目標■

- 男性** 個人や職場のレベルで法制度を理解し、考え、話し合い、女性への社会的偏見を改めましょう。
女性 法制度を理解し、専門機関や緊急の連絡先を日頃から把握しましょう。
駆除者 女性の人権侵害について、社会的問題として捉え、家族や地域、学校、職場においてみんなで解決をめざしましょう。

2 応援し合えるまち（被害者の保護・自立支援の体制整備）

ドメスティック・バイオレンスの被害者が相談など早期に適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。また、関係機関や民間団体との連携のもとに、被害者が一時的に避難できる場所を確保するとともに、経済的な自立を図れるよう支援に努めます。

■重点目標■

項目	現状 (H16)	目標指標 (H22)
ドメスティック・バイオレンスを経験した市民（女性）のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合（※）	15.3%	0%

※住民意識調査結果

■市民の目標■

- 駆除者** ドメスティック・バイオレンスは許されないと認識し、暴力をふるった場合は相手と相談したり、配偶者暴力相談支援センターなど専門的機関へ相談しましょう。

パートナーや同居人、子どもへの暴力など、ドメスティック・バイオレンスの被害に遭った場合は、相談機関に相談したり避難をするなど、解決に向けて早く行動しましょう。また、関連する法制度を理解し、被害者の相談・保護に関する連絡先を日頃から把握しましょう。

身近で暴力行為などを見かけたら、警察等専門機関へ相談しましょう。また、ドメスティック・バイオレンス被害者の心の傷や立場を理解し、職場などで配慮しましょう。

3 配慮し合えるまち（メディアにおける人権尊重の推進）

固定的な男女のイメージづくりや女性の性的面を強調した報道や出版、宣伝など、女性の人権を侵害するメディアへの適切な表現の一層の普及に向けた取組みを進めます。

■重点目標■

項目	現状 (H17)	目標指標 (H22)
男女共同参画の視点に立った出版物等の表現に関する市独自のガイドライン	—	1冊

■市民の目標■

- 駆除者** メディアからの多種多様な情報を、自分の考えを持って選択し活用できる能力を身につけましょう。また、地域の有害環境を浄化する活動を進めましょう。

4 尊重し合えるまち

（性と出産に関する健康・権利についての理念普及）

女性が妊娠や出産といった男性とは異なる健康上のライフサイクルに直面することについて、社会的な配慮が確立し、個人の自己決定が尊重される社会をめざして、学校・社会・家庭教育等あらゆる機会を通じた啓発に努めます。

■重点目標■

項目	現状 (H17)	目標指標 (H22)
性と出産に関する健康・権利の理念 [※] 内容を含む学習を行う保健事業の年間開催回数	—	4回

■市民の目標■

- 男性** 健康や出産、性行為等に関する女性の意思を尊重しましょう。特に健康をおびやかすことのないよう配慮に努めましょう。
女性 女性としての身体やライフサイクルを意識した上で、日頃から健康保持に努めましょう。固定的な社会通念にとらわれず、性行為や出産に関する自分自身の考え方を持ち、行動しましょう。
駆除者 性と出産に関する健康・権利について男女でともに学習しましょう。また、保護者から子どもへ積極的に伝えましょう。夫婦や恋人同士で話し合い、考え方やライフスタイルを共有しましょう。

